

様式第 1（第 15 条関係）

会 議 録

会議の名称	第 7 回和泉市学校給食食物アレルギー対応検討委員会
開催日時	令和 5 年 7 月 7 日（金） 午後 3 時 0 0 分から
開催場所	和泉市役所 5 階 5－A 会議室
出席者	・和泉市学校給食食物アレルギー対応検討委員会委員 森委員長、原田副委員長、森委員、大吉委員、小山委員、紀野委員、宮岡委員、森本委員 ・教育委員会 土本教育次長 ・事務局職員 佐々木室長、濱田課長、光本係長、福井主事、西山主事
会議の議題	「和泉市学校給食における食物アレルギーの手引き」見直しの必要性にかかる検証のうち「給食における食物アレルギー対応スキーム」について
会議の要旨	本委員会に参画のない、調理員や教諭に意見聴取をしたうえで作成した「給食における食物アレルギー対応手順」について、事務局より説明をおこない、議論をおこなった。
会議録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の確認方法	☐ 会議の議長の確認を得ている ☒ 出席した構成員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議公開（傍聴者 0 名）

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
事務局	【 開会あいさつ 】 委員の出席状況より本審議会が成立していることを報告。 【 土本教育次長あいさつ 】 【 出席者紹介 】
森委員長	【 副委員長の指名 】 森委員長より原田委員を指名。
森委員長	【 進行 森委員長 】 それでは、さっそくですが、本日の案件「給食における食物アレルギー対応スキームについて」議論していきたいと思います。 前回までの議論を基に、本委員会に参画のない、調理員の代表や私と原田副委員長が勤務しております小・中学校の教諭にも意見聴取をしたうえで、事務局に作成していただいたものが「給食における食物アレルギー対応手順」になります。 これは年度初めまでに必要な対応、翌月の給食提供に必要な対応、そして当日の児童生徒が喫食するまでに必要な対応について、いつ、だれが、何をするのかをまとめたものです。 議論の進め方としましては、資料の一番左の行に通し番号が打ってある対応について、「星印（★）」がついている時期ごとに区切って、事務局から説明をいただいたのち、委員からのご意見を伺っていく形式で進めたいと思います。その際には、様式集も確認していきたいと思いますので、ご準備ください。 それでは、まず、2 学期以降①②について、事務局から説明願います。
事務局	事務局 福井です。 「2 学期以降」項番①②について説明いたします。 まず、項番①ですが、「面談 1 等」を実施するまでに配付しなければならない「様式 1、2 もしくは 3、4、5」の配付を行います。 配付時期としては前年度の 2 学期以降に配付します。 こちらの主な担当者は養護教諭と栄養教諭等です。 なお、現在は配付のうえ保護者に提出していただいている「様式 7」については、「保健調査票」と内容が重複することもあり、必要性が薄いとのご意見が複数あったため、本資料においては、配付資料の中に「様式 7」

	を含めておりません。後ほど、「様式7」使用継続についても議論をお願いしたいと考えております。 次に、項番②ですが、「面談1等」の面談時に参加する担当で聞き取りを行います。聞き取り内容は、本日お配りしておりますA3判の「食物アレルギー面談シート」を用いて聞き取りを行います。 なお、「食物アレルギー面談シート」につきましては、前回の会議において「1枚で見ることができる形式が良い」とのご意見があったことを踏まえ、A3判1枚にしておりますが、この様式についても、後ほど検討をお願いいたします。 「面談1等」は前回ご議論いただいた通り、小学校新1年生は必須とし、面談は、管理職、養護教諭、栄養教諭等の内、2名以上で対応することとしています。 説明は以上です。
森委員長	説明が終わりましたが、項番①②について、ご意見はございませんか。
小山委員	表左側、項番②の下に「面談等1、面談等2の2回必須」となっておりますが、この意味合いとしては、就学時健康診断や入学説明会の時に話を聞くことを面談1、担任が決まる前の3月頃の面談を面談2とするということでしょうか。 また、小学校1年生と在校生では、様式の配付や対応について異なる部分があると思います。この資料では、それが少し伝わりにくいと思いますので、表記を工夫する必要があると感じます。 また、様式1については、毎年配付となっておりますが、新1年生のみの配付だと思います。 様式4について、タイトルが学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）となっておりますが、内容は食物アレルギーに関してのものであるため、（食物アレルギー疾患用）ではないかと思います。 最後に、「②主な担当者：管理職・養護教諭・栄養教諭等 2名以上で実施」のところの5行目について、「対応に関して保護者との意識のずれがないように確認を行う。」ではなく、「行うもの。」等の表記の方が良いかと思います。
森委員長	それでは、ただいま小山委員からいくつかの質問がありましたが、まずは、面談の回数について、事務局から説明をお願いします。
事務局	面談の回数につきましては、就学時健康診断や入学説明会の時に話を聞くことを面談1とする訳ではなく、3月までに1回行う面談を「面談1」、

	4月の新学期行う面談を「面談2」という意味で記載しております。 表記方法につきましては、もう少しわかりやすい表記を検討させていただきます。
森委員長	新小学1年生と在校生の違いがわかりにくいというご意見や、②の5行目について「確認を行う。」ではなく、「確認を行うもの。」の方が良いというご意見もありましたので、あわせて表記方法の検討をお願いします。 次に、様式4の学校生活管理指導表につきまして、括弧の内容が「アレルギー疾患用」ではなく「食物アレルギー疾患用」が正しいのではないかとご質問がありました。この点については、事務局より説明をお願いします。
事務局	学校生活管理指導表は、令和4年度より診療報酬の算定の対象となったため、条件を満たせば保険適用されることとなっております。 この様式につきましては、保険適用するにあたり国から定められたものを使用しておりますので、その様式の文言のまま使用いただくことを考えております。
森委員長	市で変更できるものではないということですね。 それでは、最後に、様式1の食物アレルギーに関する調査票が毎年配付となっている点について、事務局より説明をお願いします。元々の手引きでは、様式1については、新小学1年生のみであったと思いますが、毎年配付にするということでしょうか。
事務局	ここにつきましては、様式7の話が関係してくるのですが、前回の会議や委員の方々への聞き取りの中で、様式7の必要性が薄いとの話があったため、様式7を廃止するかわりに、様式1を毎年配付することで、最新の情報を学校が把握しやすいのではないかと考え、事務局から提案させていただいております。
森委員長	前回の会議では、様式7は保護者にとっては記入方法がわかりにくく、学校にとっては情報を把握しづらいとの意見があったかと思います。 事務局案としては、様式7を廃止するかわりに、様式1を配付することで、保護者と学校の双方がわかりやすくなるという提案かと思いますが、委員の皆さんのご意見はいかがでしょうか。
大吉委員	食物アレルギーについては、新規発症などもあることから、毎年配付することで最新の情報を把握することは良いことと考えます。

小山委員	最新の情報を把握することは必要であると考えますが、保護者の方に書いていただく書類が多くなるため、保護者の負担が大きくなることが懸念されます。そのため、私の考えとしては、例えば様式3に様式1の内容を盛り込む等、可能な限り1枚にする方が良いのではないかと思います。 また、複数の様式に、コンタミネーションについての同意書欄がありますが、こちらについても1枚にし、何度も記入いただく負担を減らすべきと考えます。
森委員長	ただいまの意見をまとめますと、様式1を毎年記入することは、保護者の負担が大きいため、在校生については様式7だけでなく様式1も廃止し、様式3にまとめてはどうかということかと思えます。 この意見について、保護者の立場からはいかがでしょうか。
森委員	1枚の方が保護者の負担は少なくなると思いますし、先生方にとってもわかりやすくなると思いますので、1枚にまとめる案には賛成します。
森委員長	それでは、様式7を廃止し、様式1と様式3を1枚にまとめるという意見だったかと思えますので、事務局において修正案の検討をお願いします。
森委員長	続いて「食物アレルギー面談シート」の様式について、本日の会議資料はA3判で配付していただいておりますが、管理・保管という観点ではA4判の両面の方が良いように思います。 私としては、学校の担当者が使いやすいサイズとすれば良いと思いますが、いかがでしょうか。
宮岡委員	レイアウトについては、各校でカスタマイズが可能であると使いやすいと思います。
森委員長	この面談シートについては、面談時の確認事項等の漏れがないようにというものになりますので、項目の削除は無しが前提ではあると思いますが、レイアウトは各校で使いやすいものにするということによろしいでしょうか。
紀野委員	項目の削除はしないということでしたが、追加は可能でしょうか。 例えば、卵アレルギーの場合、マヨネーズは食べられるか等、細かい内容について聞き忘れることが心配のため、本校では小さくメモを書いてお

	ります。面談シートにそのような細かい内容を項目として追加すると反って見にくいのではないかと思いますので、各校対応で良いのではないかと考えます。
森委員長	紀野委員が聞き忘れるかもしれないと考えた内容については、他校でも聞き忘れる可能性もあると考えるため、様式に追加した方が良いと考えますが、マヨネーズの他に、確認漏れのしやすい内容はございますでしょうか。
紀野委員	乳アレルギーでも、パンは可能なのか、果物アレルギーであればジャムは可能なのか等が考えられます。 ただし、大阪府の考え方としては、アレルギーについては、乳アレルギーであればパンも食べられない等、「0か100か」を原則としていることもあるため、そのあたりを和泉市としてどうするのかによって聞く内容も変わると思います。
森委員長	「0か100か」の問題につきましては、今後検討する必要があると思います。項目の追加につきましては、その内容も踏まえて改めて整理するというところでよろしいでしょうか。 他にご意見がありましたらお願いします。
小山委員	質問内容12番の学校生活で心配なことについてですが、括弧の中に「席順や給食当番等」となっておりますが、「席順」ではなく「座席」という表現の方が良いかと思います。 また、運動誘発性アナフィラキシーに関連するのですが、体育の授業での強度な運動が可能かについても確認するほか、家庭科の調理実習や校外学習において心配なことがあるか等を確認しております。 また、紀野先生が先ほどおっしゃっていた乳アレルギーのパンと同様の話になるのですが、エビアレルギーの子どもに対しては、ちりめんじゃこに混入するエビは喫食可能か等を確認しております。 最後に、「面談シート」下欄の「学校給食にかかる学校の対応」の1番に「献立表の配付」となっておりますが、献立表は全児童生徒に配付するものであるため、個人献立表等の表記の方がわかりやすいと思います。
森委員長	たくさんのご意見をいただきましたので、事務局はこれらも踏まえ修正案の作成をお願いします。 それでは、次の項目「新学期」の項番③～⑧について、事務局から説明

事務局	願います。 項番③の「面談等 2」は、「面談等 1」で聞き取った内容の再確認となります。なお、「面談等 2」は、前回ご議論いただいた通り、小学校 1 年生は原則「必須」で、面談の参加者は新担任等、管理職、養護教諭、栄養教諭等です。 小学校 1 年生以外で面談を希望しない家庭の場合は、「食物アレルギー面談シート」に沿って電話等にて聞き取り調査を行い、記録として残します。 この時、給食当番や喫食時の配席にかかる配慮について、また、食物アレルギーがあることを他の児童へ周知することについて、保護者に意向を確認します。 次に、項番④「食物アレルギー対応児童・生徒一覧表」（様式 10）の作成です。 こちらにつきましては、本委員会に参画のない、調理員代表の数名の方に意見を伺った際に、食物アレルギーの対応が必要な人数が多い学校ほど、どの児童・生徒がどのような食材にアレルギーがあるのか、また、エピペン保持など必要な情報が一目で把握できるように一覧表があった方がよいとの声があったため、このたび「食物アレルギー対応児童・生徒一覧表」の作成を新たに提案させていただきました。 一覧表への記載が必須な事項については、「学年、クラス、名前、アレルギーとなる食材、エピペンの有無弁当持参の有無」としています。なお、様式につきましては、すでに作成している学校もあることから、資料には「様式は自由」と記載しておりますが、今後、統一化を図ることができるか、事務局で検討してまいります。 こちらの一覧表作成の主な担当者は、養護教諭、栄養教諭等で、作成後に全職員で情報を共有することといたします。 次に項番⑤、食物アレルギーの対応決定後の「様式 6 食物アレルギー除去食・給食停止 実施決定について」の保護者への配付ですが、主な担当者としては、養護教諭、栄養教諭等です。 次に項番⑥「食物アレルギー個票」の作成についてです。 参考資料の 1 枚目「食物アレルギー個票」をご覧ください。 現在、乳・卵の除去食は、名前が記載されたカード等がありますが、チーズやココアクリームなど、除去食以外で食物アレルギーがある場合は、学校によって対応が様々です。 チーズ等について、クラスの人数分から食べられない人数分を差し引いて提供している学校もありますが、その方法では、欠席があったり、元の数を間違えてしまうと誤食の可能性があります。
-----	--

	また、担任の不在等により、担任以外の職員が給食指導に急きょ入る場合もあることから、誤食を防ぐ手立てとして、その日食することができない献立がある場合は、食缶の蓋や袋に「食物アレルギー個票」を貼ることにより、小麦製品や大豆製品等の食べられない献立が出た場合でも誤食を防いでいきたいと考えています。 なお、個票の様式につきましては、すでに個票の貼り付けを実施している学校もあるということですが、今後、統一化を図ることができるか、事務局で検討してまいります。 個票作成の担当は、養護教諭または栄養教諭等です。 個票を貼付について、手順では小学校のみ作成と記載しているところですが、中学校における個票貼付の必要性について、後ほど議論をお願いいたします。 次に項番⑦の給食費の返還に係る手続きですが、現在の『和泉市食物アレルギーマニュアル』には載っておらず、対象者への給食費の返還にかかる書類の配付を失念することがあるという声が学校現場の職員からあったため、今回、載せることといたしました。 担当は養護教諭または栄養教諭等としております。 次に項番⑧については、新年度の給食が開始されるまでに、学校としての共通の対応方法等について職員会議等で職員間共有を図る旨を記載しています。 説明は以上です。
森委員長	新学期については項目が多いですので区切っていきたいと思います。 まず項番③④について、項番④で使用する「様式 10」も含めて、ご意見をお願いいたします。 「様式 10」については、教職員の人事異動を踏まえて、できれば統一化の方がよいと考えるのですが、その点も含めて、いかがでしょうか。
宮岡委員	「様式 10」の食材の順番について、例えば魚卵は鶏卵の横、乳製品の横にはヨーグルトやきな粉クリームを並べる方がわかりやすいと考えます。ただ、先生方によってどのように並べる方がわかりやすいかは様々だと思いますので、統一が難しいと考えます。
小山委員	私の考えとしては、食物アレルギーの種類は児童生徒によって様々であるため、該当する食材に「○」印をつけるよりも、その児童生徒の横に食材が羅列されている方がわかりやすいと考えます。
森委員長	「様式 10」のような一覧表については、どの学校でも作成しているかと

	思います。事務局は、それらを集約した資料を持っていますか。
事務局	集約した資料はございません。この「様式 10」については、昨年度改訂されました調布市のマニュアルを参考に作成しているものになります。
森委員長	それでは、事務局において、各校の一覧表の集約をお願いします。 今回、様々な意見が出ていますので、各校どのような様式か確認したうえで、次回以降の会議において、統一が可能かも含め、再度検討することといたします。
森委員長	項番③④について、他にご意見ございませんでしょうか。 特にないようですので、次に項番⑤～⑧について、項番⑥で説明のあった「食物アレルギー個票」の様式も含めて、ご意見を願います。また、中学校での「食物アレルギー個票」を用いた対応の必要性についても、併せてご意見を願います。
紀野委員	中学校での個票の必要性についてですが、私の考えとしては担任以外の代替の先生が急遽、給食時間の対応を行うことも考えられることから、個票がある方がわかりやすいと考えます。また、小中一貫校もあることから小学校と中学校で対応を変えない方が良いと考えます。 また、個票の様式について、上欄に代替え食の「有・無」と書いてあるのですが、「有・無」ではなく、「除去食・代替食・食べない」の3択にする方が一目でわかりやすいと考えます。 どのアレルギーがあり食べられないかということも重要ですが、何よりも、対象の子どもにどういう対応をすべきであるのかということが一番わかりやすくする必要があると考えます。
森委員長	他にご意見はございますでしょうか。
森本委員	食缶にテープは貼り付けて良いものなのでしょうか。
小山委員	本校では、以前個票を使用しておりましたが、その際普通のテープを使用すると食缶にテープが残ってしまうことがあったため、マスキングテープを使用するようにしておりました。マスキングテープですと、色付きのものも多いため、万が一テープが残ってしまったとしても気づきやすいと思います。

森委員長	テープの工夫で対応が可能ということかと思います。 それでは、個票につきましては、中学校も含め運用していくということによろしいでしょうか。 紀野委員からありました個票の表記につきましては、後で議論を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。 特に意見がないようですので、そのようにしたいと思います。 それでは次の項目「給食開始 1. 毎月下旬」の項番⑨について、事務局から説明願います。
事務局	項番⑨「個人別対応献立表」の作成について、参考資料2枚目のB4用紙をご覧ください。 現在、学校ごとに対応が異なり、学校生活管理指導表が提出されている児童生徒に対して全て作成している学校もあれば、エピペンをもっている児童生徒のみ作成、保護者の要望等のみ作成している学校もあります。しかしながら、担任が教室で最終確認できる書類がないと「ヒヤリハット」や「誤食」につながりやすいと考えられるため、学校生活管理指導表が提出されている全ての児童生徒の「個人別対応献立表」を作成する必要があると考えております。 なお、様式についてはすでに作成している学校もあるため自由とし、作成者は養護教諭、栄養教諭等、給食発注担当者、調理員等となります。 「個人別対応献立表」作成の手順としては、毎月下旬に、まず先に養護教諭、栄養教諭等の2名以上で食物アレルギー食材のダブルチェックをしたうえで、保護者に内容確認の依頼を行います。 配合成分表については希望する家庭のみ配布します。 弁当持参等の代替食を依頼する場合は、代替え食持参の有無を記入する欄への記入を保護者に依頼します。 保護者が確認サインした「個人別対応献立表」を学校に返却してもらいます。 返却された「個人別対応献立表」は3部コピーし、1部は、保護者へ返却、1部は、担任教室に掲示、1部は 給食室に掲示、原本は、養護教諭、栄養教諭等が保管します。 説明は以上です。
森委員長	項番⑨について、ご意見をお願いしたいと思います。 ここでのポイントは、一つ目に、管理指導表が提出されているすべての児童・生徒の「個人別対応献立表」を作成すること、二つ目に、毎月の個人別対応献立表のチェックを先に学校が行うこと、三つ目に「個人別対応

宮岡委員	献立表」を教室に掲示することなどになろうかと思いますが、いかがでしょうか。 チェックを学校が先に行うことについてですが、私が以前赴任していた学校では、保護者にチェックをしていない献立表を配付し、学校と保護者がそれぞれでチェックしたものを照らし合わせて確認しておりました。 栄養教諭が所属していない学校については、養護教諭や管理職、給食発注担当の先生等、食材について詳しくない職種の先生が担うことになるかと思いますが、先にチェックすることは負担が大きいように思います。
小山委員	本校では、先にチェックを行い保護者に配付しておりますが、チェックを行うと、保護者に献立表を配付するまでに時間がかかり、翌月の給食開始までに保護者からの返事が返ってこない場合も多いです。 保護者にチェックをしていない献立表を先に配付することで、時間的な余裕が生まれ、先生方の負担も少なくなるのではないかと考えますが、一方でチェックのない献立表を配付すると、保護者も不安な部分もあると思いますので、悩ましいところであると感じております。
森委員長	他にご意見はございませんでしょうか。
森本委員	献立表のチェックを栄養教諭の先生以外が行う場合、どの献立に原因のアレルギー食材が入っているのかすぐにわからないところが、とても負担が大きいと考えています。 例えば、カレーライスのカレールウに小麦が入っている、シュウマイに小麦が入っている、とりすき煮の麩に小麦が入っている等は、なかなか知らない気付きにくく、チェックをすることがとても難しいと感じるところです。 また、今回、管理指導表が提出されているすべての児童・生徒の「個人別対応献立表」を作成するとなっていることから、より重荷に感じています。
森委員長	ただいまのご意見を聞いておりますと、ポイントは2つあると思います。 まず1つ目として、栄養教諭が所属していない学校の先生の負担が大きいということ、2つ目としては、時間的な余裕がなく、保護者から献立表が返ってこない場合があるということかと思います。 まず1つ目の栄養教諭が所属していない学校の先生の負担が大きいというところですが、例えば中学校区で協力するということは可能でしょう

	か。 小山委員は、郷荘中学校を担当されていますが、いかがでしょうか。 郷荘中学校区には、小学校にも栄養教諭が所属しているため、チェックの依頼はないのですが、対応できるかということについては、正直なところ人数によるかと思います。 現在も自校だけで 13 枚作成しておりますが、それでもなかなか負担に感じているところです。ただ、依頼があれば可能な限り対応したいと考えています。
小山委員	
森委員長	養護教諭の先生も経験して学んでいくというところもあるため、栄養教諭の先生に丸投げということではなく、協力していただくというところが重要かと思います。 他にご意見はございませんか。
森本委員	栄養教諭の先生に協力いただくということについてですが、例えば代表的な卵、牛乳、小麦等だけでも良いので、献立表に表示いただけると、チェックの負担も少なくなると思いますが、対応いただけるでしょうか。 事故が起こった際も、献立表にそれらの表記があると、何が原因であるのかすぐに確認しやすく対応がしやすいと考えます。
森委員長	例えば、焼きシュウマイ（小麦）等の表記でしょうか。 ただいま森本委員からご意見のありました献立表への表示については、対応可能でしょうか。
事務局	献立表は、栄養教諭の先生が作成しているものであるため、この場で回答することは難しい状況です。
森本委員	配合成分表において、小麦にマーカー等で色付けいただく等の対応も難しいでしょうか。
森委員長	栄養教諭以外の先生がチェックする際に、少しでもわかりやすくなる方法があればということかと思います。 この点については、事務局において、栄養教諭の先生が行っているチェック方法等を確認いただく等、工夫できる点がないか検討をお願いします。 2 つ目のポイントであった、時間的な余裕がなく、保護者から献立表が返ってこない場合があるということについてですが、この資料では、保護

事務局	者から返ってきた献立表をコピーし、掲示するという事になっております。返ってこない場合の対応について、事務局はどのように考えておりますか。 原則は保護者から返ってきたものを掲示することになりますが、返ってこない場合でも掲示しない訳にはいかないため、学校でチェックした献立表を掲示いただくことを考えております。
森委員長	それでは、これまでの話をまとめますと、献立表や配合成分表については、事務局において表記方法の工夫を検討する、事前のチェックについては中学校区の栄養教諭の先生に協力いただきながら実施する、献立表が保護者から返ってこない場合は学校でチェックした献立表を教室に掲示する、というところかと思えます。 この件について、他にご意見はございませんでしょうか。
宮岡委員	先ほどの意見と重複しますが、やはり事前のチェックは負担が大きいと感じます。 栄養教諭の先生もお忙しいですし、自校のみならず他校も必ず毎回協力いただくということは現状難しいのではないかと考えます。 そうなりますと、例えば新任の養護教諭の先生や、栄養教諭が所属していない学校に初めて赴任する養護教諭の先生等は対応が厳しいと考えます。
森委員長	この点については、献立表や配合成分表の表記の工夫によっても変わってくるかと思えます。 事前のチェックを実施するかも含め、再度事務局において検討いただき、次回以降の会議において改めて皆さんと議論したいと思えます。
森委員長	他にご意見はございませんでしょうか。
小山委員	献立表を教室へ掲示する際、各校で決められた場所に掲示するという事についてですが、各校で決めてしまうと異動で来られた先生がわかりにくい場合もあると思えますので、掲示場所を決めておく方が良いのではないかと考えます。
森委員長	教室の掲示場所については、各校の教室の構造や、担任ごとの学級経営の方針もあると思えますので、一概に掲示場所を決めるということも難しいかと思えます。例えば、原則、教室の前部とするのはいかがでしょうか。

森委員長	うなずいておられるようですので、原則、教室の前部とすることといたします。 他にご意見はございませんでしょうか。
森委員長	特にないようですので、それでは次の項目「⑩対応職員間での共有」について事務局から説明願います。
事務局	項番⑩について、保護者から返却された書類をもとに対応関係職員で情報共有を行ないます。特に栄養教諭等が在籍していない学校は、養護教諭、担任、調理員等が意識的に連絡を取り合い、情報共有する時間を設ける必要があります。 説明は以上です。
森委員長	この項番⑩について、ご意見はございませんか。 特にないようですので、資料の通りの対応といたします。 それでは次の項目、「2. 前日」の項番⑪⑫について、事務局から説明願います。
事務局	項番⑪⑫については、給食実施日の前日に行う作業等の内容です。 項番⑪では、「個人別対応献立表」および「食物アレルギー対応児童・生徒一覧表」を参考に作業工程表、作業動線図の作成を行います。 また小学校では「食物アレルギー個票」に、除去食がある場合は、実施日、除去食の献立名を、 除去食以外で喫食できない献立がある場合は、実施日、喫食できない献立名、代替え食の有無等を記載します。 主な担当者は、調理員、栄養教諭等になります。 なお、中学校における「食物アレルギー個票」を用いた対応については、先ほど実施することとなりましたので、小学校と同様の対応とします。 次に、項番⑫は、調理法、作業工程表、作業動線図等を踏まえ、作業手順や使用する調理器具、調理場所、食器、担当者等を確認するためミーティングを調理員が行います。 説明は以上です。
森委員長	この項目は主に給食室 調理員・栄養教諭の対応部分になりますが、ご意見はございませんか。

森委員長	特に意見がないようですので、資料の通りの対応といたします。 それでは次の項目「３．当日の対応」について、ここも項目が多いです ので区切っていきたいと思います。 まずは、項目⑬～⑳について事務局から説明願います。
事務局	項番⑬「給食の対応内容の確認」については、担当者である養護教諭、 栄養教諭等、担任、調理員等が、「個人別対応献立表」にて当日の献立内 容や対応内容を確認します。 次に項番⑭では、弁当等の代替え食の持参があった場合、各学校のルー ルに基づいて保管を行います。なお、弁当の引き渡しまでのルールは、各 学校で決めていただきます。 次に、項番⑮ですが、調理員・栄養教諭等は、前日のミーティング内容 を踏まえ、再度、当日の給食内容を「個人別対応献立表」および「食物ア レルギー対応児童・生徒一覧表」で作業工程表、作業動線図の最終確認を し、「食物アレルギー個票」についても記入漏れ等ないか等の確認を行いま す。 次に項番⑯ですが、調理員は、ハンバーグ等の加工品が納品された日は、 段ボール等に添付している配合成分内容を確認します。 これについては、昨年度、他市で卵抜きのお好み焼きを業者に発注して いたのにかわらず、誤って卵入りのお好み焼きが納品されたという事案 があったことを踏まえ、記載しております。 次に項番⑰ですが、調理員は、除去食の調理がある日は、アレルギー除 去食担当者がアレルゲンの混入がないように調理作業にあたり、専用の食 器に配膳します。また小学校では「食物アレルギー個票」の「調理もしくは 添付者」欄に確認のチェックを入れる作業を行います。 次に項番⑱ですが、調理員は、除去食終了後、専用食器にラップ等をし、 「食物アレルギー個票」をラップ等の上に添付します。また専用のおぼん （ピンク）に除去食をのせ、「食物アレルギー個票」の添付間違いがない か確認の上、所定の場所に置きます。 次に項番⑲ですが、ココアクリーム等の除去食以外の対応がある場合、 調理員は「添付者」欄にチェックをしたうえで、食べられない食材が入っ た食缶、袋等の上に「食物アレルギー個票」を貼付します。 次に項番⑳ですが、除去食、除去食以外の個票が間違いなく配膳されて いることを確認できたら、「食物アレルギー個票」の「給食室確認」の欄 にチェックを行います。 なお、チェックを行うのは、調理員、栄養教諭等、検食者等になります。

	これまでご説明した項番⑰～⑳の「食物アレルギー個票」に関する作業は、中学校では実施することとなりましたので、小学校と同様の対応とします。 説明は以上です。
森委員長	ただいま説明のありました項番⑬～⑳について、ご意見はございませんか。
小山委員	個票の左下にある添付者欄の添付者の意味について説明をお願いしたいです。 また、項番⑱では、専用のおぼん（ピンク色）と色を記載しておりますが、項番⑰の専用食器には色の記載がありません。市から赤色の専用食器が配付されていると思いますが、色の記載がないのは、何か意図があつてのことでしょうか。
森委員長	事務局、説明をお願いします。
事務局	まず、添付者につきましては、除去食以外の食べられないものがあつた場合に、食缶に個票を添付する調理員のことをさします。 専用食器については、市から配付される赤色の食器ではなく、各校で用意したものを使用している場合もあるため、あえて色は記載しておりません。
森委員長	除去食対応の場合は調理した人、除去食以外の対応の場合は個票を食缶等に添付した人が確認のサインを行うということですね。 他にご意見はございませんでしょうか。
森本委員	確認なのですが、この個票は、除去食の場合、除去食に添付するほか、食缶の方にも添付するというのでしょうか。
事務局	除去食の場合は食缶に添付はしません。食缶に添付するのは、食べられないものがない場合、つまり除去食以外の場合を想定しています。
森委員長	他にご意見はございませんでしょうか。 特にないようですので、次に進みます。項番㉑から㉕までの手順について、事務局から説明願います。

事務局	項番②①は、給食室における除去食等の提供方法です。除去食は担任もしくは生徒に直接手渡しとします。 なお、小学校および義務教育学校前期過程においては担任等の大人に直接手渡しとします。 中学校および義務教育学校後期過程において、生徒が給食室に除去食を取りに来る際は、原則、担任が当日朝、『栄養教諭・担任・生徒』の順に手渡された「食物アレルギーカード」と引き換えに除去食を調理員から受け取ります。なお、除去食の引き渡しにあたっては、給食当番と一緒に取りに来ることといたします。 そして、「個人別献立表」において、チーズ等食べられないものがあった場合、袋、食缶等に個票が添付してあるかを確認します。 次に項番②②は、教室での給食配膳の対応になります。 除去食等がある場合は、原則、最初に専用のおぼん（ピンク色）で配膳を行います。 担任は、本人や給食当番、他の児童・生徒への説明を十分に行うことにより誤配がないように注意するとともに、食物アレルギーの原因食材が対象児童・生徒の食器等に付着しないように注意します。 必要に応じて喫食時の座席の配慮を行います。 食物アレルギーがある児童・生徒が給食当番をする場合は、原因食材に触れないように配慮を行います。 家庭より弁当等の代替え食を持参している場合、冷蔵庫等に取り忘れがないように、教室掲示の「個人別対応献立表」で確認を行います。 次に項番②③ですが、配膳が終了した時点で正しく配膳されているかを「個人別対応献立表」で確認します。 間違いなく配膳されていることが確認できたら「食物アレルギー個票」の「学級欄」にチェックを行います。 「いただきます」が終わったら、食物アレルギー児童、生徒本人が除去食のラップ又は蓋をはずします。 「食物アレルギー個票」については、専用のファイルに記録として保存します。 次に項番②④ですが、除去食のお代わりはなしとします。 除去食以外のお代わりをする場合は、原因となるアレルゲンが当該児童・生徒に触れることのないように配膳を行います。 次に項番②⑤は、喫食後も食物アレルギー児童・生徒の健康観察を行う旨記載しています。 なお、項番②①及び項番②③について、「食物アレルギー個票」に関する作業は、中学校では実施することとなりましたので、小学校と同様の対応と
-----	--

	します。 説明は以上です。
森委員長	この項目は、主に学級での対応になる部分です。 まずは、児童生徒への配膳部分⑪⑫についてご意見をお伺いします。 なお、中学校における除去食の引き渡しについては、小学校と異なり、生徒に直接渡すことを基本としています。この点についても併せてご意見ををお願いします。
小山委員	「食物アレルギーカード」について、例示的なものはございますか。
事務局	具体例は今回提示させていただいておりませんが、次回以降にお示ししたいと思います。
森委員長	他にご意見はございませんか。 特にないようですので、次回以降の会議で「食物アレルギーカード」の具体例を提示いただくこととして、それ以外については、資料の通りの対応といたします。
森委員長	次に項番⑬から⑮についてご意見ををお願いします。 特に項番⑬における「食物アレルギーの個票」の「学級欄」のチェックおよびファイルの保管について、ご意見があればお願いします
小山委員	項番⑬にて専用のファイルに貼付するということですが、このファイルについては、クラスで保管し、職員室や給食室に返却されるものではないという理解で良いでしょうか。
森委員長	事務局、お願いします。
事務局	おっしゃっていただいている通り、担任の教室で保管することを想定しております。
森委員長	他にご意見はございませんか。 特にないようですので、資料の通りの対応といたします。

森委員長 森委員長	これで、全体を一通り見てまいりました。 全体を通して、追加修正等 何でもご意見があれば伺いたいと思いますが、ございませんか。 特にないようですので、審議を終了したいと思います。 今後も議論を進めていく中で、随時、追加意見をいただけたらと思いますのでよろしくお願いします。 事務局は、本日の議論内容を踏まえ修正案を作成し、次回の委員会において提示いただくようお願いします。 それでは、進行を事務局にお返しします。
事務局	【 閉会あいさつ 】 【 閉会 】